

会 則

制定 _____年____月____日

第一条 (会の名称・連絡先)

本会は_____と称する。

第二条 (会の目的)

本会は会員による自主運営とし、_____の学習を行うことを目的とする。

第三条 (会の事業)

1. 本会は前条の目的を達成するため次の自主学習を行う。

①週・月_____回_____の学習

②_____への参加

2. 本会は次に関する行為は行わないものとする。

①営利を目的とした行為

②特定の政党その他政治団体の利害に関する行為

③公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反する行為

④特定の宗教・教派・宗派・教団を支持し、またはこれに反する行為

⑤公序良俗に反する行為（ヘイトスピーチを含む）

第四条 (会員の資格)

豊島区内・外を問わず第2条の目的に賛同する人

第五条 (役員)

本会の役員は次のとおりとする。

代 表 _____名

会 計 _____名

第六条 (役員の選出・任期)

1. 役員は会員によって構成され総会において選出するものとする。

2. 役員の任期は_____年とする。

第七条 (総会・役員会)

1. 本会は会員による自主運営のため会の意思を決定し、表明するための総会を開催する。

2. 総会は会員によって構成され、会員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

第八条 (会の経費)

1. 本会の経費は会費とその他の収入によってまかなう。

2. 会費は一人月額_____円、その他_____円、入会金_____円とする。

会費を徴収しない場合は下記のとおり取り扱う。

(_____)

3. 欠席の場合_____とする。

第九条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年_____月____日から_____月____日 とする。

第十条 (規約の発効)

本規約は_____年____月____日より発効する。

※既存の会則がある場合は、そちらを提出いただいても結構です。